

仙台市集団移転跡地利活用に係る事業者募集

巻末資料

(令和元年 11 月現在)
令和 3 年 4 月 1 日修正

資料 各地区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1

仙台市集団移転跡地利活用に係る事業者募集

各地区の概要

目次

(1) 本市東部沿岸部の概要

① 集団移転跡地について

② 事業候補者決定の状況

(2) 各地区の概要

① 荒浜地区

② 藤塚地区

③ 南蒲生地区

④ 新浜地区

⑤ 井土地区

(1) 本市東部沿岸部の概要

① 集団移転跡地について

本市の東部沿岸部においては、海岸・河川堤防に加え、海岸防災林の復旧やかさ上げ道路の整備など、津波に対するさまざまな減災対策を講じています。これらの対策を行ってもなお、東日本大震災クラス（L2クラス）の津波が発生した場合には、4 mを超える浸水深が想定されることから、かさ上げ道路より東側の地区を災害危険区域に指定し、防災集団移転促進事業により安全な西側地域への移転を進めてきました。現在、かさ上げ道路（県道塩釜亘理線などの6 mかさ上げ）が完成し、西側地域から本移転跡地にアクセスするためには、一旦かさ上げ道路に上がり、取付道路（スロープ）から各地区へ下りる必要があります。（主な取付道路は「(2) 各地区の概要」の各地区の図面に示した赤矢印の箇所になります。）

② 事業候補者決定の状況

平成29年から事業者募集を開始し、これまでの募集により決定した事業者については、以下のホームページで最新の状況をご確認ください。

○ 仙台市ホームページ

「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地の利活用に係る事業者（事業候補者）の決定について」

<https://www.city.sendai.jp/fukko-jigyo/rikatuyo/oubo-kekka.html>

(2) 各地区の概要

① 荒浜地区

○震災遺構・モニュメント等

- ・地区内の旧荒浜小学校は、「震災遺構仙台市立荒浜小学校」として、平成 29 年 4 月 30 日から一般公開を開始した。また、地区北東部に位置する住宅基礎の一部を「震災遺構仙台市荒浜地区住宅基礎」として、令和元年 8 月から一般公開を行っている。
- ・県道荒浜原町線沿いの北東角地及び深沼橋（貞山運河）の南西角地には、それぞれ、「荒浜記憶の鐘」、「荒浜の歴史」の地域モニュメントを設置している。また、海水浴場周辺には、地域の方々により「慰霊碑」と「祈りの塔」が建立されており、市内外から多くの方が訪れている。

○海岸公園整備

- ・隣接する海岸公園（レクリエーションゾーン）には、避難の丘、パークゴルフ場（23ホール）、サッカー・ラグビー等の多目的運動広場、センターハウス、クラブハウスなどの整備が完了しており、今後、パークゴルフ場を4ホール整備し27ホールとする予定である。

○関連プロジェクト

- ・貞山運河再生・復興ビジョン（宮城県土木部）では、津波で失われた沿岸部の美しい景観を再生するため、運河沿川に桜等の植樹を官民連携のうえ実施し、植樹後の管理についても地元住民やボランティア、企業、団体等と協働し、津波に対する防災意識の継承と、運河群に対する郷土愛を醸成する取組みを行う方針となっている。本市では、貞山運河の堤防から約 10m の範囲に桜を植樹し、遊歩道等の整備も合わせて予定している。
- ・市民・NPO・企業等の力を結集し、海岸防災林をはじめとした東部沿岸地域のみどりの再生を図る「ふるさとの杜再生プロジェクト」では、海岸防災林や海岸公園、居久根等、かつて東部地域の風景をなし、また、復興の過程で新たに生まれるみどりの再生・創造への取組みを進めている。

○地域の活動・事業など

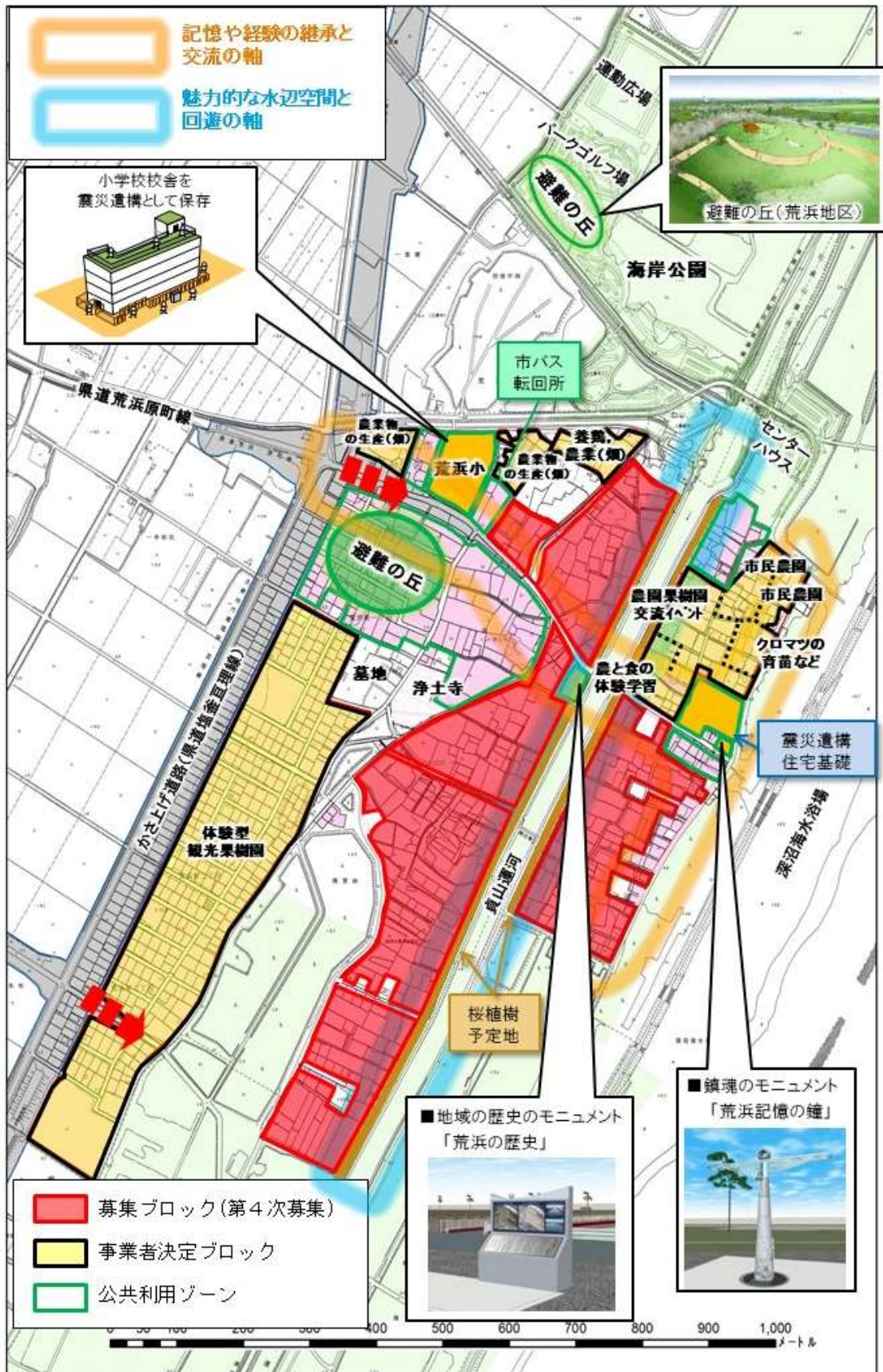
- ・地区内では、元住民の方による地域活動（清掃活動や交流活動など）やスケートボードパーク施設の運営など、震災後に始まった新たな取組みが行われている。
- ・自動車整備工場や漁業の作業場などの一部の事業者は、被災前からの事業を現地で再開している。
- ・貞山運河で行われてきた灯籠流し「流灯会」などの地域の活動が再開されている。
- ・元旦の初日の出および東日本大震災の発生日である 3 月 11 日は、例年多くの方がこの地を訪れており、地区内および地区周辺において交通渋滞が発生している。

○避難施設

- ・海水浴場が再開した場合や跡地利活用事業による集客を見込んだ避難施設として、避難の丘（収容可能人数：5,300人）を震災遺構仙台市立荒浜小学校の南側に整備し、令和2年度に供用を開始している。
- ・他の避難施設として、震災遺構仙台市立荒浜小学校（収容可能人数：1,000人）および海岸公園避難の丘（想定避難者数：190人）がある。

○公共利用ゾーン

- ・避難の丘東側と震災遺構住宅基礎南側の公共利用ゾーンについては、多目的広場、駐車場、公衆トイレの整備を計画している。



② 藤塚地区

○モニュメント等

- ・地区内の東部には、「藤塚の歴史」の地域モニュメントを設置している。また、地域の方々により、津波により被災した「五柱神社」が再建されている。

○海岸公園整備

- ・隣接する海岸公園（ネイチャーゾーン）には、避難の丘の整備が完了しており、今後、親水護岸やカヌー係留所などの整備を予定している。また、公共利用ゾーンについては、防災林の植樹や、駐車場等、海岸公園と連携した施設整備を検討している。
- ・近隣には井土浦の干潟や東谷地（津波によって形成された汽水域）など、貴重で良好な自然環境が広がっている。

○関連プロジェクト

- ・地区内の南西部（約 4ha）については、宮城県が農業農村整備事業で整備する太陽光発電施設を整備している。
- ・市民・NPO・企業等の力を結集し、海岸防災林をはじめとした東部沿岸地域のみどりの再生を図る「ふるさとの杜再生プロジェクト」では、海岸防災林や海岸公園、居久根等、かつて東部地域の風景をなし、また、復興の過程で新たに生まれるみどりの再生・創造への取組みを進めている。

○地域の活動など

- ・地域の方などにより、井土浦や東谷地などの貴重な自然環境や生物多様性の保全・向上に向けた見守り活動などが行われている。

○避難施設

- ・現状においては、周辺の避難の丘（想定避難者数：70人）への避難を基本としている。



③ 南蒲生地区

○モニュメント等

- ・地域の方々により、津波により被災した神社「お伊勢様（神明社）」が再建されている。

○海岸公園整備

- ・隣接する海岸公園（スポーツゾーン）には、避難の丘、野球場、ソフトボール場、テニスコート、クラブハウスなどの整備が完了しており、今後、親水護岸やカヌー係留所などの整備を検討している。

○関連プロジェクト

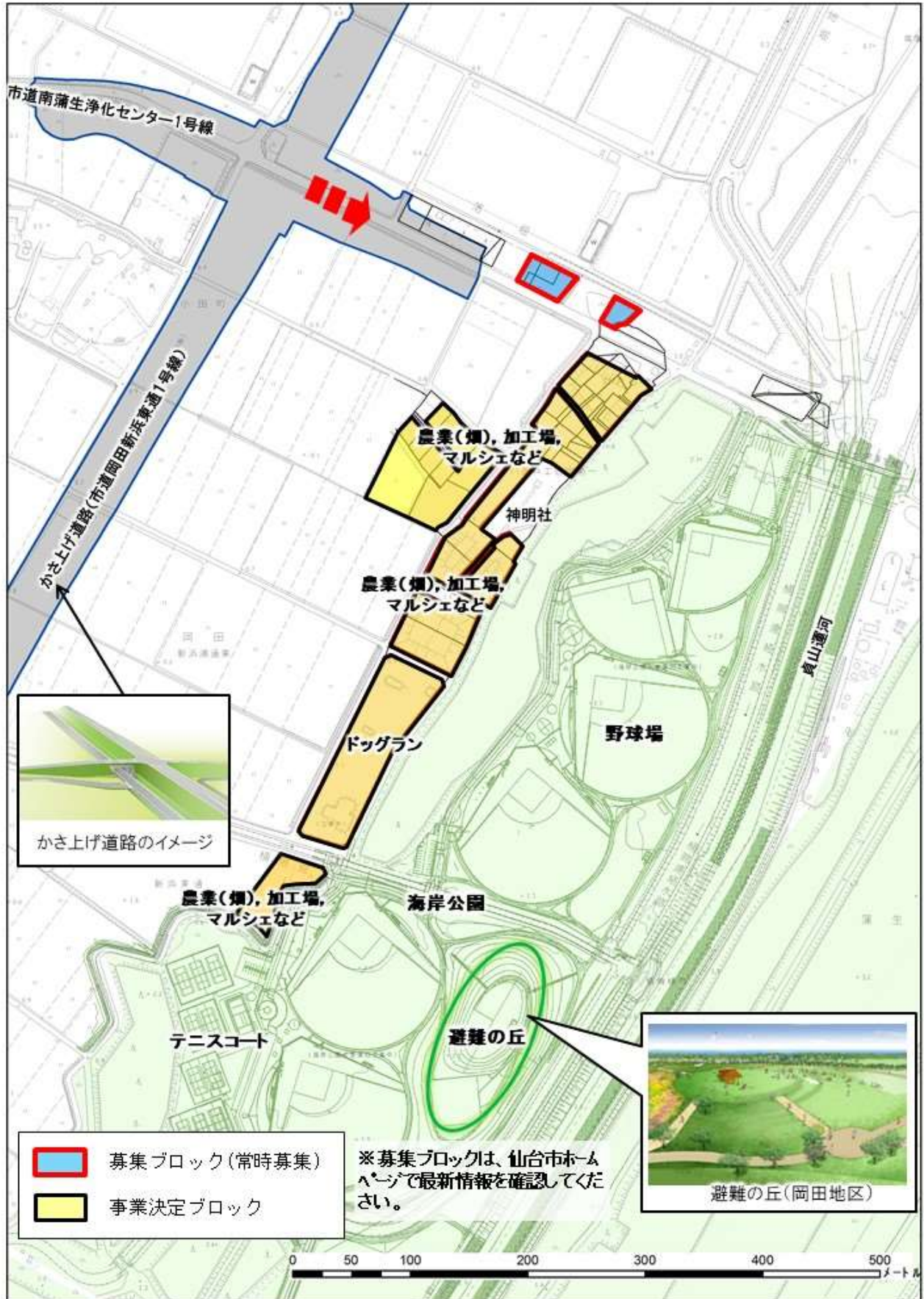
- ・市民・NPO・企業等の力を結集し、海岸防災林をはじめとした東部沿岸地域のみどりの再生を図る「ふるさとの杜再生プロジェクト」では、海岸防災林や海岸公園、居久根等、かつて東部地域の風景をなし、また、復興の過程で新たに生まれるみどりの再生・創造への取組みを進めている。

○地域の活動・事業など

- ・地区周辺では、地元町内会による新たなまちづくり計画が進められており、地域の産業のさらなる振興を目指して、「6次産業化」の取組みなどが進められている。
- ・地域の方と専門家が一緒に「みんなの居久根」ワークショップなどの取組みを行っている。
- ・再建された「お伊勢様（神明社）」の周辺については、地元から静かな土地利用が望まれている。

○避難施設

- ・現状においては、周辺の避難の丘（想定避難者数：1,010人）への避難を基本としている。



④ 新浜地区

○海岸公園整備

- ・隣接する海岸公園（スポーツゾーン）には、避難の丘、野球場、ソフトボール場、テニスコート、クラブハウスなどの整備が完了しており、今後、親水護岸やカヌー係留所などの整備を検討している。

○関連プロジェクト

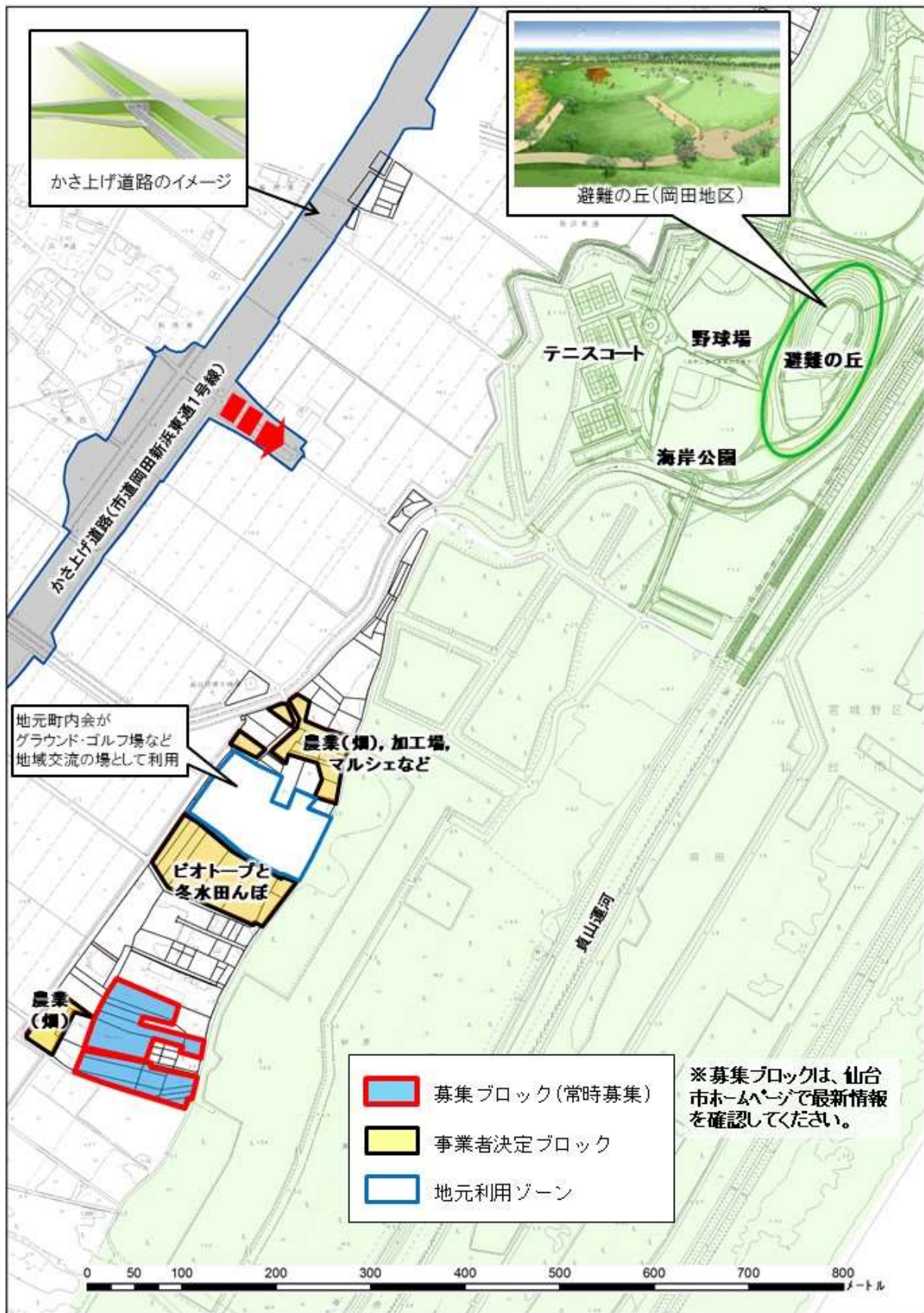
- ・市民・NPO・企業等の力を結集し、海岸防災林をはじめとした東部沿岸地域のみどりの再生を図る「ふるさとの杜再生プロジェクト」では、海岸防災林や海岸公園、居久根等、かつて東部地域の風景をなし、また、復興の過程で新たに生まれるみどりの再生・創造への取組みを進めている。

○地域の活動・事業など

- ・地元町内会が「新浜の自然と歴史の学習会」を開催するなど、残存する松林やそこを訪れる野鳥などの自然環境を保全する活動が行われている。
- ・地元町内会が、「新浜の渡し船とフットパス」という貞山運河を利活用したまち歩きイベントを実施するなど、地域資源を活かしたにぎわいづくりを目指した取組みが行われている。
- ・地区内の中央部については、地元町内会による地域交流の場としての土地利用（グラウンド・ゴルフ場など）が計画されている。
- ・地区内の南部では、自動車解体業などの事業者が、被災前からの事業を現地で再開している。

○避難施設

- ・現状においては、周辺の避難の丘（想定避難者数：1,010人）への避難を基本としている。



⑤ 井土地区

○海岸公園整備

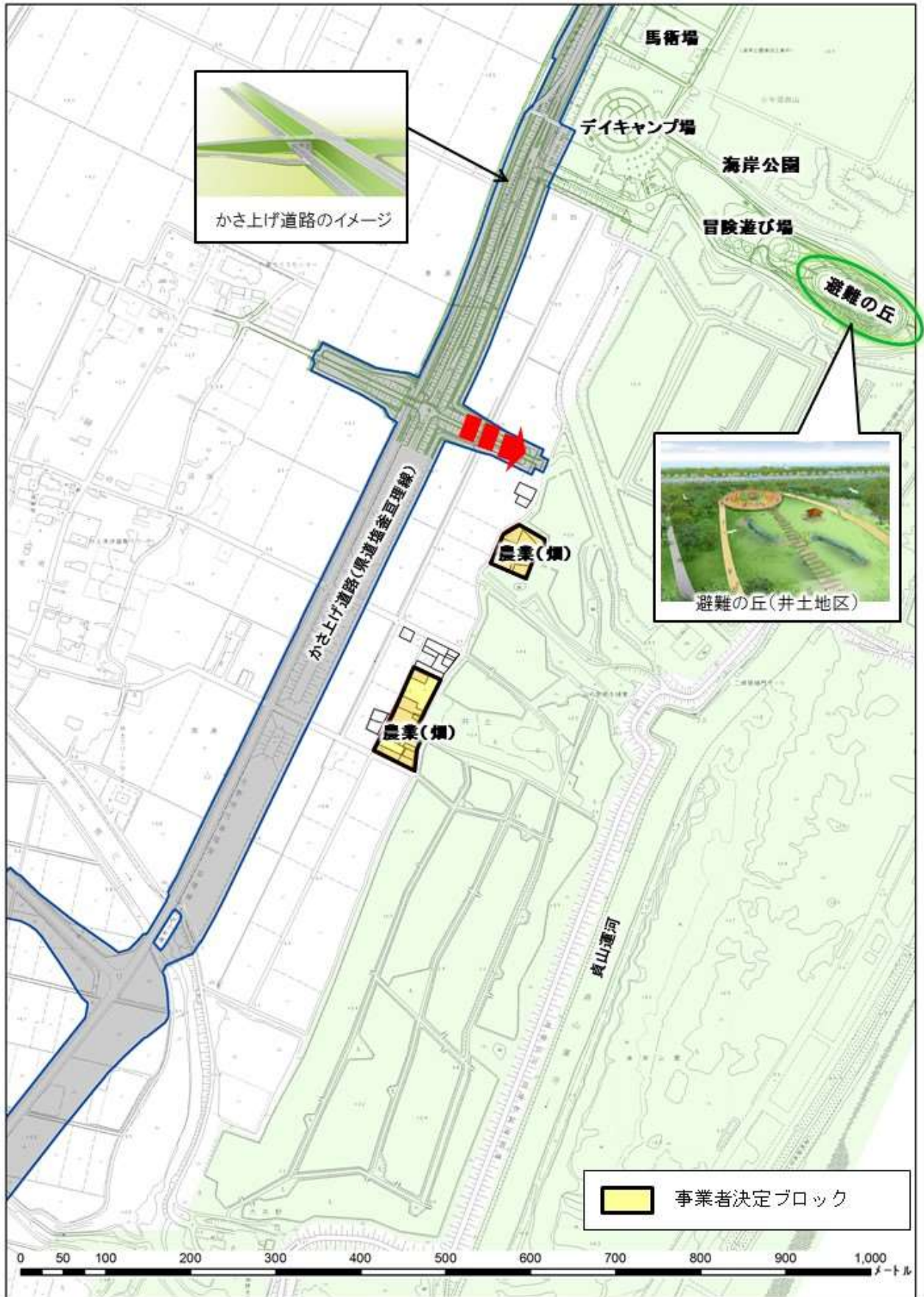
- ・近接する海岸公園（プレイゾーン）には、避難の丘、冒険遊び場、プレーリーダーハウス、大型遊具広場、小型遊具広場、デイキャンプ場、馬術場、管理棟などの整備が完了しており、今後、親水護岸やカヌー係留所などの整備を検討している。

○地域の活動・事業など

- ・周辺は、ほ場整備による農地が広がっており、地元生産組合による営農が行われている。

○避難施設

- ・現状においては、周辺の避難の丘（想定避難者数：700人）への避難を基本としている。



《お問合せ先》

仙台市 都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 東部再生係

(市役所本庁舎7階)

住所 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話 022-214-8584 (直通)

FAX 022-214-8350

電子メール tos009140@city.sendai.jp

(この応募要領に記載した資料等について、仙台市ホームページをご覧いただけない場合などにも、ご遠慮なく、お問い合わせください。)